

くらしのガイド

市や国、道からのお知らせ



住まい



平成28年度臨時福祉給付金

この給付金は、平成26年4月からの消費税率引き上げによる所得の低い方の負担を緩和するための臨時的な給付措置です。

申請受付期間 9月1日から12月1日まで

対象 平成28年1月1日現在、

登録市市民（住民基本台帳に登録がある方）で、かつ、平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方

※自身を扶養している方が市町村民税（均等割）を課税されている場合や生活保護を受給している方は対象外です。

※平成28年1月2日以降に登録市に転入した方は、1月1日現在の住所地の市区町村へお問い合わせください。

該当する年金

- ・障害基礎年金または遺族基礎年金
- ・昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険（旧農林年金を含む）
- 及び船員保険の障害年金（障害等級が1級または2級（船員保険の職務上の障害年金は1〜5級）の年金）
- ・昭和61年3月以前に受給権が発生した、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、全日私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級または2級の年金）

支給額 給付対象となる方1人につき3万円

申請方法 対象と思われる方には、8月下旬以降に案内文書と申請書を送付しています。

案内に沿って申請の手続きを行ってください。

問い合わせ 社会福祉G

(☎01911)

年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）

この給付金は、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するための臨時的な給付措置です。

対象 平成28年度臨時福祉給付金の給付対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している方

※年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を受給した方は対象外です。

※平成28年1月2日以降に登録市に転入した方は、1月1日現在の住所地の市区町村へお問い合わせください。

問い合わせ 社会福祉G

(☎01911)

忘れずに納めましょう

国民健康保険税（普通徴収第4期）、介護保険料（普通徴収

10月の粗大ごみ収集

地区	収集期間	申込期間
美園町4～6丁目	10月3日(月)～10月8日(土)	9月20日(火)～9月30日(金)
富浦町1～5丁目、幸町、登別本町、登別港町	10月10日(月)～10月15日(土)	9月26日(月)～10月7日(金)
片倉町、新栄町、札内町、来馬町、富浦町（1～5丁目を除く）	10月17日(月)～10月22日(土)	10月3日(月)～10月14日(金)
美園町1～3丁目	10月24日(月)～10月29日(土)	10月11日(火)～10月21日(金)
富岸町	10月31日(月)～11月5日(土)	10月17日(月)～10月28日(金)

※粗大ごみは、1品ごとに『ごみ処理券（1枚160円）』を貼って出してください。（1回につき5品まで）

収集の申し込み （有登和清掃 ☎0200）

※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。
※電話のかけ間違いに十分注意してください。
その他の問い合わせ 環境対策グループ
（クリンクルセンター内・☎2958）

所在地 大阪府大阪市浪速区敷津東3丁目7-10 イースマイルビル

問い合わせ 水道G

(☎5510)

釣り人の皆さんにお願い

胆振総合振興局管内の沖合海域では、マツカワレイ（タカノハ、タンタカ）を放流していますので、この海域で全長35センチ未満のマツカワレイを採捕した場合、資源保護のため、速やかに海に戻してください。

問い合わせ 胆振海区漁業調整委員会事務局 (☎29812)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です